

「指定可燃物」について

1 可燃性固体類等について

(1) 可燃性固体類

ア 温度（摂氏）40度以上の引火点を有する固体（常温（20度）において固体）で、かつ、別表第5備考6に該当するものである。

イ 具体的な物質として、パラフィン（ろう）、o（オルト）-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル、パルミチン酸等が該当する。

(2) 可燃性液体類

ア 法別表の危険物から除外される40度以上の引火点を有する液体（常温（20度）において液体）で、かつ、別表第5備考8に該当するものである。

イ 条例第39条に規定される「動植物油類」は、「指定可燃物」ではなく「危険物」であり、「可燃性液体類」には該当しない。「引火点250度未満の動物の脂肉又は植物の種子から抽出されたもので、危険物から除外される要件以外の状態により貯蔵及び取扱いがされているもの」であり、具体的な物質として、工業用精製油等の一部が該当する。

なお、動植物油は、その精油工程により引火点異なる場合があり、製品安全データシート等を活用し、規制区分を確認する必要がある。

2 綿花類等について

(1) 綿花類

ア 「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけ、1本1本の細かい繊維を揃えて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。

イ 天然繊維だけではなく、合成繊維も該当する。

ウ 羽毛は該当する。

エ 不燃性及び難燃性の判定は、45度傾斜バスケット法燃焼試験による。

(2) 木毛及びかんなくず

ア 「木毛」とは、木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材に限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）も該当する。

イ 「かんなくず」とは、鉋を使用して、木材の表面を加工した際に出る、薄く削られた木くずの一種をいう。

ウ 製材所等の木材の製材工程において発生する、おがくず、木片等は、「木毛及びかんなくず」には該当せず、「木材加工品及び木くず」に該当する。

(3) ぼろ及び紙くず

ア 布等の繊維製品、紙及び紙製品で、それらの物品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れて、廃棄されたものが該当し、例として、古新聞、古雑誌、製本の切れ端、古段ボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

イ 昭和63年の条例改正まで、準危険物として分類されていた「油紙及び油布類」は、「ぼろ及び紙くず」に該当する。

(4) 糸類

ア 紡績工程後の糸及び繭で、天然、合成の別は問わず、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維、スフ糸、合成樹脂製の釣り糸等が該当する。

イ 昭和63年の条例改正まで、準危険物として分類されていた「副蚕糸」は、「糸類」に該当する。

ウ 不燃性及び難燃性の判定は、45度傾斜バスケット法燃焼試験による。

(5) わら類

ア 「乾燥藁」とは藁草（いぐさ）を乾燥させたもので、畳表、ござ等が該当する。

イ 「わら製品」とは、俵、こも、縄（なわ）、箆（むしろ）等が該当する。

(6) 再生資源燃料

ア 通称として、RDF（Refuse Derived Fuel）、RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）及び乾燥汚泥・固形燃料と呼ばれるもの等がある。

イ 一般的に、RDFは家庭から排出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物及び生ゴミ等を原料として、成形、固化されたもので、水分等により発熱又は可燃性のガスを発生させ、「廃棄物固形化燃料等」として分類される。

ウ RPFは、産業廃棄物として分別され排出された、廃プラスチック、古紙、廃材、繊維くず等を原料として形成、固化されたもので、水分等にも安定した固形化燃料である。

エ 乾燥汚泥・固形燃料とは、下水処理場等から排出される有機汚泥等を原料として、乾燥、成形、固化されたものである。製品により水分に対する安定性は確認しなければならない。

オ 再生資源燃料の定義として、「再生資源を原材料とする燃料」とされているが、製造されたものの一部を土質改良剤等の燃料以外に用いるものであっても、集積されている状態のものについては、「再生資源燃料」として規制する。

カ 廃タイヤを裁断して燃料としたもの及び廃プラスチックのみを成型して燃料としたものは「合成樹脂類」に該当する。

キ 「木質ペレット」は、おが粉、樹皮等を原料としてペレット状に圧縮、成型され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

なお、原材料に再生資源を一切使用しないもの（間伐材のみを原料とするもの等）は、定義上再生資源燃料に該当しないことから「木材加工品及び木くず」として取り扱う。

また、バイオマス発電を行う施設等において、サイロ等により大量に「木質ペレット」を貯蔵する場合は、実際の貯蔵形態等によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあることが考えられることから、届出者等に対し、発熱又は可燃性ガスの発生のおそれの有無について、判断が可能である客観的な試験データ等を求める必要があること。その結果、発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがないと判断できるもの以外は「廃棄物固形化燃料等」として規制する。

(7) 石炭・木炭類

ア 「石炭」とは、無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭等天然に産するもののほか、石炭を乾留して生成するコークス、粉状の石炭、石炭に木炭を混合して成形した豆炭、練炭が該当する。

イ 「木炭」とは、木を加熱して炭化させる等、人為的に加工されたものが該当する。

ウ 天然ガス等の不完全燃焼等により発生する「カーボンブラック」は、指定可燃物に該当しない。

(8) 木材加工品及び木くず

ア 「木材加工品」とは、製材した木材及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品が該当する。ただし、家具類のうち、現に家具として日常生活等に使用されているもの、店舗において展示されているもの（倉庫等に貯蔵されている状態のものを除く。）は規制対象としない。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太）及び水中に貯蔵されている木材は規制対象としない。

ウ 丸太のまま使用する電柱材、建築用足場は、現に使用されず、貯蔵されている状態のものについて規制対象とする。

エ 「木くず」とは、製材所の製材工程において発生する廃材、おがくず及び木端が該当する。

ただし、水に浸漬する等により、軽く圧して水分が滲出する程度に浸漬されたものは規制対象としない。

(9) 合成樹脂類

ア 「合成樹脂類」とは、石油の有機物質から人為的かつ化学的に合成される高分子物質で樹

【「指定可燃物」について】

脂状のもの（合成樹脂）及び、植物等から採取される天然樹脂等で、ゴム類等の総称をいい、プラスチック、天然ゴム、合成ゴム等が該当し、合成樹脂及びゴムの製品、半製品、原料並びにくず等が該当する。なお、合成樹脂を原料とする糸及び繊維は「糸類」に該当するほか、ぼろ、合成樹脂を原料とする紙（合成紙）の紙くずは、「ぼろ及び紙くず」に該当する。また、合成樹脂を原料とした糸で織られた布及び合成紙は、指定可燃物に該当する物品として扱わない。

イ 不燃性又は難燃性の判定は、JIS K7201に定める酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法に基づいて行い、酸素指数が2.6以上（材料が燃焼を持続するのに必要な最低酸素濃度（容量%）が2.6%以上）のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。なお、酸素指数が2.6以上の物質として、PET樹脂（ペットボトル等）、ケイ酸ゴム及びフッ素ゴム等が該当し、当該PET樹脂等は指定可燃物から除外される。ただし、合成樹脂類の配合等により、酸素指数が異なる場合があるため、製品安全データシートを確認するなど、注意を要する。

ウ 「発泡させたもの」とは、発泡率（発泡前の合成樹脂の密度を発泡後のフォームの見掛密度で除した値）がおおむね6倍以上のものが該当し、一般的には、発泡スチロール等がこれに該当する。

エ 合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）にあつては、合成樹脂の容量又は重量が50%以上を占めるものを規制対象とする。

オ 不燃性又は難燃性ゴムの例として、ケイ酸ゴム及びフッ素ゴム等がある。

カ ゴム製品とは、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ等）であつて、ゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものを規制対象とする。ただし、エボナイトは規制対象としない。

キ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品の間工程にある全ての仕掛品をいう。

ク 可燃性ガスを滲出するポリエチレンビーズ等について、引火点が40度未満であるものは、第二類危険物（引火性固体）として規制される。

【参考】合成樹脂類に関する酸素指数について

1 酸素指数2.6未満のもの

アクリロニトリル・スチレン重合樹脂（AS）

アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS）

エポキシ樹脂（EP）

不飽和ポリエステル樹脂（UP）

ポリアセタール（POM）

ポリウレタン（PUR）

ポリエチレン（PE）

ポリスチレン（PS）

ポリビニールアルコール（PVAL）・・・粉状（原料等）

ポロプロピレン（PP）

ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル樹脂）

※ 上記樹脂は、難燃化により、酸素指数が2.6以上となる場合があることに留意すること。

2 酸素指数2.6以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂（PP）

ふっ素樹脂（PFE）

ポリアミド（PA）

ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニリデン樹脂）

ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂）

【「指定可燃物」について】

ユリア樹脂 (UF)

けい素樹脂 (SI)

ポリカーボネート (PC)

メラミン樹脂 (MF)

アルキド樹脂 (ALK)・・・液状